# 会 議 録 (要旨)

会 議 名	第1回武蔵村山市まちづくり条例市民会議
開催日時	平成20年9月30日(火)午後7時~9時
開催場所	中部地区会館402会議室
出席者	出席者:(委員)伊澤秀夫、石塚一夫、石塚典久、内野和枝、内野均、
ひの	山川省・(安貞)に存ち入、石塚、人、石塚英人、内野和人、内野均、
	大當耕一、福田幸次、藤巻清美、堀井昭二郎、松浦笑子、
(敬称略) 	大国研一、個田学人、膝包得美、畑井昭一郎、松浦夫丁、 松下文代、見﨑洋一郎、森カスミ、山本成也
	(調整役)福田紀子
- 全羊 日石	欠席者:(委員)村山英男
議題	委嘱書の交付及び委員紹介
	連絡事項
	1 会議の公開に関する取扱い
	2 まちづくり条例とは
	3 会議の日程について
//+ ÷A	4 その他
結論	議題1について
	(1) 「武蔵村山市まちづくり条例市民会議」の会議を公開とする。
	② 公開の要領は、「武蔵村山市まちづくり条例市民会議の会議の公開に
	関する運営要領」のとおり決定する。
	議題2について
	大規模店舗に係る市の条例に関する質問については、後日回答する。
	議題3について
	(1) 第2回市民会議の日程については、10月29日(水)午後7時か   
	らとする。 (0) 第3日本日本詳の日刊については、11日36日(水)ケ络3時か
	(2) 第3回市民会議の日程については、11月26日(水)午後7時か
	らとする。 (2) 第4日以降の主日会議の日刊については、原則にして即ば日の第4
	③ 第4回以降の市民会議の日程については、原則として開催月の第4
	水曜日とする。
	議題4について
<b>京 益 4</b> 2 10	会議録の作成及び公表については、事務局提案のとおり決定する。
審議経過	委嘱書の交付及び委員紹介
( :委員	委嘱書の交付
又は調整役・事務民	都市整備部長あいさつ
:事務局)	委員紹介
	調整役紹介
	調整役あいさつ
	事務局紹介

# 連絡事項

## 配付資料の確認

「武蔵村山市まちづくり条例市民会議設置要綱」について、 市民会議の検討の体制(市職員で構成している「まちづくり条例研究部会」との合同検討の予定であること)について、 委員謝礼について説明

説明省略

# 1 会議の公開に関する取扱い

事務局から「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」及び「武蔵村山市まちづくり条例市民会議の会議の公開に関する運営要領」について説明

#### 説明省略

個人情報を扱わないので原則公開の方向で進め、公開にふさわしく ない内容があれば協議の上決定していくことになる。公開に関する武 蔵村山市の姿勢に合わせていく。

# 2 まちづくり条例とは

事務局から、資料「まちづくり条例とは」に基づき説明 説明省略

担当が都市計画課であるので、ハードばかりの話だと思っていた。 まちづくり基本方針 4 8 ページ下には、「福祉のこころを育てるまちづ くり」とあるが、これをどのように進めるのか難しい。まちづくり条 例にはなじまない気もする。

どういうことが「まちづくり」となるのか考えてきた。まちづくり 基本方針には、平成14年度の(まちづくり基本方針を策定する際の) 市民懇談会で協議されたことがおおむね盛り込まれているのか。

まちづくり基本方針の地域別構想に生かされている。

その市民懇談会でどのような案が出て、どういうものが実ったのか聞きたい。また、まちづくりの目標の「愛あふれる緑ゆたかな元気都市」の「愛あふれる」とは、どのようなことを言っているのか聞きたい。

まちづくり基本方針 2 1 ページにイメージを掲げている。そして、その目標に向けて何をするのか 3 0 ページに掲げている。そのようなイメージを持ちつつ、まちづくり条例の検討をしていただきたい。(「まちづくり市民懇談会の軌跡」を委員に配付)市民懇談会における検討の内容を載せている。全部というわけではないが、基本方針に反映されている。

まちづくり基本方針実現のひとつの手法として、まちづくり条例を

つくればいいと考えている。伊奈平の墓地計画は、もっと早くまちづくり条例ができていれば、工業地域に墓地ができないようになったかもしれない。そうした課題がこれから出てきたときに、まちにふさわしいことを条例化していけば計画的に誘導できるひとつの手法になると考えて参加した。条例化する際に大変なのは、他の条例等と整合させるための総合調整であると思う。ひとつ質問だが、市職員で構成している(まちづくり条例研究)部会とは、何人で構成しているのか。

15人である。

まちづくり基本方針の実現がなかなか進まないことに歯がゆい思いがある。どのように実現していくのかが問題で、環境問題に興味もあり参加した。

墓地の件や、乱開発を防止するために力をつけていかなければならないと考えている。酒造の跡地にしても、宅地が次々できる状態でいいのか。条例は早急に制定すべきだと希望している。

障害者の立場からバリアフリーの話を出していきたいと考えていたが、話を聞くと生活の範囲を超えた規模の大きな話で不安がある。

まちづくり基本方針にもバリアフリーの話は出てくる。そのような 面からもお力をお借りしたい。

非常に難しい話であるが、頑張りたい。

大型商業施設ができて、商業者は非常に大きな影響を受けている。 かつて市に、商工会と大型店との間で話合いをもつ場を設ける条例を つくっていただいたが、罰則もなく効力を発揮していない。高齢者は 大型店まで行けないことからも、毎日の買い物は地域密着型でやらね ばならない。高齢社会においてまちの商店をつぶしていいのか。条例 がしっかりしないとつぶれる。行き過ぎた規制緩和は食い止める必要 がある。効力がまったくない条例になったのはなぜか。

調べて回答する。

市民がこのまちで安心して住み続けるためには、どういうまちにしたらいいのか真剣に考えていかなければならないと感じている。立派な基本方針をつくったが、これがどうなっているのかという話も聞く。宅地開発指導要綱にしても、要綱であるために実効性がない。市民協働のまちづくりや、大型店に対してどのような規制ができるのかなど考えていけたらいいと感じている。ひとつ質問だが、(まちづくり条例)策定委員会に市民会議委員が5人参加するとのことだが、全体の構成人数は何人で、有識者はどのような方か。

15人のうちの5人を市民会議委員のうちから選出する。有識者については、都の職員や他市のまちづくり条例制定に携わった方を想定している。

まちづくり条例は土地の利用や開発などに対する規制や手続に関す

る決まりを決めるのイメージか。

メインの内容のひとつになる。やはり都市計画の分野の定めが中心 になるであろうが、検討に当たってはそれにとらわれるものではない ので、いろいろな意見をいただきたい。

「提言」というのは、市民会議でこのような意見が出たと伝えて終了なのか。

「提言書」については、まちづくり条例にこういった定めが必要であるということを列挙して冊子にしてまとめた上、市長に報告することを考えている。

市民から意見は聞いても、決まったのは市の都合のいいことだけで、 意見を聞いたという形だけつくってやることは決まっていたというよ うなニュースを多く耳にする。提言がどの程度反映されて、反映され なかったものはどのような理由からなのか。提言しておしまいという のはどうなのかと思っている。

提言をいただき、提言を反映させた形での条文作成に入っていく。 その後、有識者の委員会があり、そこで様々な意見が出るはずである。 その会議には、5人の市民会議の委員が参加できるので、市民会議で 話し合った考え方をお話しいただくことによって、それが実を結ぶこ とを期待している。

市の財政が潤わないと市民の生活も良くならない。財政的にプラスになることも考えながら進めていけたらと考えている。

まちづくり基本方針の内容で実行されているものをあまり見たことがない。実効力のある条例をつくって、市でも実行してもらいたい。伊奈平の工業地域には空き地が目立ち、住居ができれば騒音振動を出す工場は出ていかざるを得なくなり、また空き地に住居ができる。工場地帯とは逆の方向に動いているが、行政で歯止めをかけることを要望したい。

初めてでわからないが、勉強していきたい。

大南は急速に多くの住宅ができ、車も多くなってきて不安である。 道路は広くなっていないことから、なんとかならないかと思って参加 したが、福祉、商業、工業、農業のことなどを聞く中で、もう少し広 く考えていかなければならないと感じた。

これから武蔵村山がどのような形で変わっていくのか、提言が反映 されていくようなプランをつくりあげていきたいと考えている。

勉強する場がたくさんあると感じている。意見を出し合ってひとつでも実現できたらいいと感じている。

今あちこちで開発が盛んに行われているが、山や林がけずられたり、 乱暴な開発がなされている気がしている。自然環境を保全していくこ ととのバランスをどのようにとっていくのか。地球温暖化が問題にな っており、開発はそのようなことも含めて考えて、行っていくべきと思う。条例がどのようにしてつくられていくのか知りたいとも思い、 参加した。

視覚障害者の視点から、お願いすべきところはお願いしながらやっていく必要があると考えて応募した。国際的には障害者権利条約があるし、バリアフリー法もできた。それがまちづくりにどのように入っているのか。先日、市民総合センターの件で市に提案をした。福祉関係で使用する施設であるというのに、中に入るとどこに行けばいいのかまったくわからない状態であったためである。点字ブロックをつけていただいたが、障害者のために使う建物が障害者のためになっていないというのが武蔵村山の現実であると思う。大きな検討課題として、参加させていただいて、勉強させていただきたい。

条例に何を入れたらいいのか、これからこの会議の中で探し続けることになると思う。

マスタープランがどうなっているのかというのは同じ思いである。 障害児の親、福祉団体をつくった立場からの話もできると思う。

電柱が歩道に立っているところが多く、武蔵村山のまちは歩きにくい。その解消についてまちづくり条例の中に組み込めるのかという思いで参加した。武蔵村山に長く住んでいるが、発展しているのか発展していないのかわからない。建物が建っているわりには人口が増えない。住んでよかったまち、住んでみたいまちになるようにまちづくり条例ができたらいい。

多くの方からマスタープランがどうなったのかとの話が出るけれども、そのひとつひとつの進捗状況を審査する場ではないので細かい報告はしないが、どこかで事務局から紹介してもらえるといいと思う。まちづくり条例は、実効力のあるルールであるとともに、広く開かれたルールにしていかなければならないと思う。今後、項目ごとにまとめていくことになると考えているので、それぞれ目標を高く掲げて、発言されたことを出発点にしていただきたいと思う。

#### 3 会議の日程について

第2回市民会議の日程については、10月29日(水)午後7時からとし、第3回市民会議の日程については、11月26日(水)午後7時からとしたい。

第2回については、「まちづくり基本方針」及び「宅地開発等指導要綱」の内容を中心に引き続き事務局から説明をさせていただくこととし、第3回については、まちづくり条例に関する講演会を予定している。

第4回以降の日程について、今回のようにそのつど次回日程を提示

する方法がよいか、例えば第4火曜日か水曜日というように固定した ほうがよいか伺う。

12月はどうなるのか。

12月の開催の予定はない。年内は説明と講演で終了し、実際に討議していただくのは年明けからとしたいと考えている。

火曜か水曜というよりも、どちらかに固定してもらいたい。

第4水曜日を基本にするということでよいか。

原則として開催月の第4水曜日ということで承知した。

### 4 その他

会議録の作成及び公表について、次のとおりとしたい。

- (1) 会議録は公表する。
- (2) 会議録の形式は、概要を記載する方式とし、発言者氏名は記載しない。
- (3) 次回会議において承認を得て確定したのち、公表する。ただし、 翌月までに会議の開催がないときは、出席委員全員に送付すること により承認を得るものとする。
- (4) 公表の方法は、市政情報コーナーへ備え付けるとともに、市のホームページへ掲載することにより行う。

ホームページには、市民会議によるまちづくり条例の検討状況について、委員名簿(氏名のみ)及び会議風景の写真を交えて掲載することを考えている。

会議の傍聴者が今日はいなかったが、市役所1階入り口の会議の案内板を掲出して周知すべきである。

市政情報コーナーに会議開催情報の綴りがあり、それにより公表したところであるが、様々な公表の方法が考えられるので対応したい。

以上

会議の公開	☑公  開	傍聴者:0人
・非公開の	一部公開	
別	非 公 開	
	一部公開又は非公開とした理由	
	(	)

会議録の開	☑開 示	
示・非開示	一部開示 (	根拠法令等:
の別	非 開 示(	根拠法令等:

庶務担当課│都市整備部都市計画課(内線274)